金融庁

企画市場局総務課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく 特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」に対する意見について

2023年6月15日付で意見募集が開始された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」に対する意見

NO	該当箇所	意見
1	内閣府令(案)第二条第一号	銀行業を行う者に係る特定社会基盤事業者の指定基準について、第二条第一号ハに掲げる"現金自動支払機及び現金自動預入払出兼用機"は「国内に設置している」ものに限定されているが、同号イおよび口に掲げる"預金残高"および"預金口座"の数の算定対象も国内における預金残高および預金口座に限定されるとの理解でよいか。銀行の海外支店における預金残高および預金口座の数が、同号イおよび口に掲げる基準の算定対象となるのか確認したい。
2	内閣府令(案)第二条第一号	銀行業を営む外国の会社(例えば、国内銀行の海外現地子会社)は、第二条第一号に定める「その事業を行う者」として特定社会基盤事業者の指定の対象となりうるか。
3	内閣府令(案)第五条	特定社会基盤事業者の名称または住所の変更の届出について、住所は当該事業者の「本社(本店)」の登記上の住所の変更が生じる際に届出が必要との認識でよいか確認させていただきたい。